



一般社団法人

日本クレジット協会

成年年齢引下げに伴う 未成年者及び若年成人との契約等の 実態把握のための調査 (2019年度調査結果)

<調査概要>

- 調査対象：包括信用購入あっせん業者 250社
個別信用購入あっせん業者 141社
- 調査時期：2020年3月4日～2020年4月3日

<調査回答者の標本構成>

- 調査有効回答数：包括信用購入あっせん業者 241社
個別信用購入あっせん業者 134社
- 調査票回収率：包括信用購入あっせん業者 96.4%
個別信用購入あっせん業者 95.0%

目次（包括信用購入あっせん業者）

1.包括信用購入あっせん業者

(1)年齢層ごとの契約実態

(2)事業者による自主的な取組

- ①18歳未満の者を契約の対象としている事業者
- ②18歳以上20歳未満の者を契約の対象としている事業者
- ③20歳以上22歳以下の者を契約の対象としている事業者

(3)若年層の顧客に対する具体的な取組事例

- ①18歳未満の者に関する取組例
- ②18歳以上20歳未満の者に関する取組例
- ③20歳以上22歳以下の者に関する取組例

(4)改正民法の施行に向けた取組(取組むべきと考えている事項)の例

目次（個別信用購入あっせん業者他）

2.個別信用購入あっせん業者

(1)年齢層ごとの契約実態

(2)事業者による自主的な取組

- ①18歳未満の者を契約の対象としている事業者
- ②18歳以上20歳未満の者を契約の対象としている事業者
- ③20歳以上22歳以下の者を契約の対象としている事業者

(3)若年層の顧客に対する具体的な取組事例

- ①18歳未満の者に関する取組例
- ②18歳以上20歳未満の者に関する取組例
- ③20歳以上22歳以下の者に関する取組例

(4)改正民法の施行に向けた取組(取組むべきと考えている事項)の例

3.一般社団法人日本クレジット協会の取組



1. 包括信用購入あっせん業者

(1) 年齢層ごとの契約実態

包括信用購入あっせん業者の契約実態

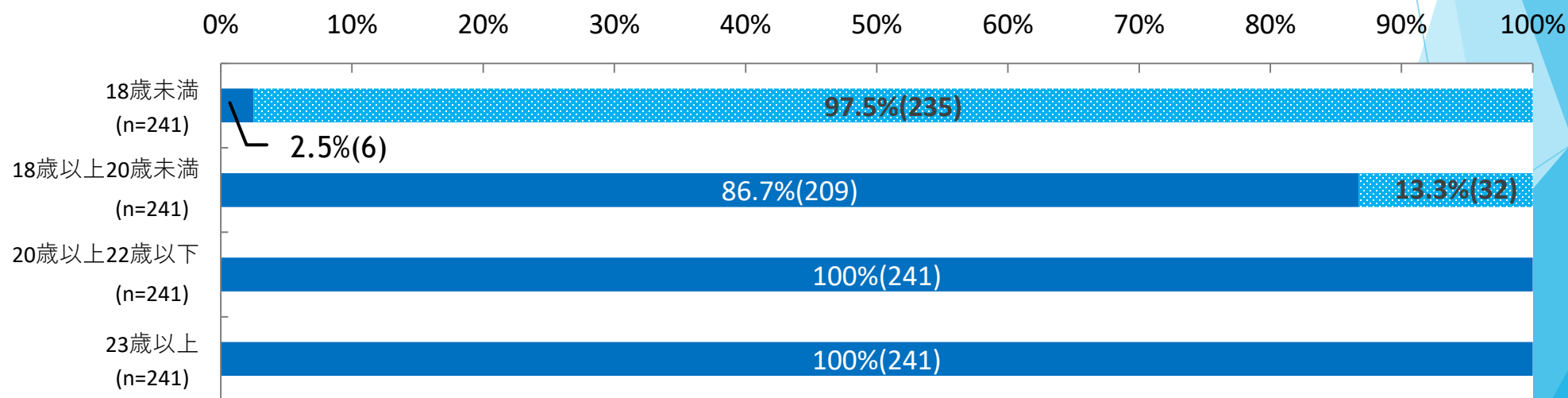
◆ 未成年者に対する契約実態は以下の通り。

- ・ 18歳未満の顧客を契約の対象としていると回答した事業者の割合 : 2.5%(6者)
- ・ 18歳以上20歳未満の顧客を契約の対象としていると回答した事業者の割合 : 86.7%(209者)

◆ 成年に対する契約実態は以下の通り。

- ・ 20歳以上22歳以下の顧客を契約の対象としていると回答した事業者の割合 : 100%(241者)
- ・ 23歳以上の顧客を契約の対象としていると回答した事業者の割合 : 100%(241者)

年齢層ごとの契約実態



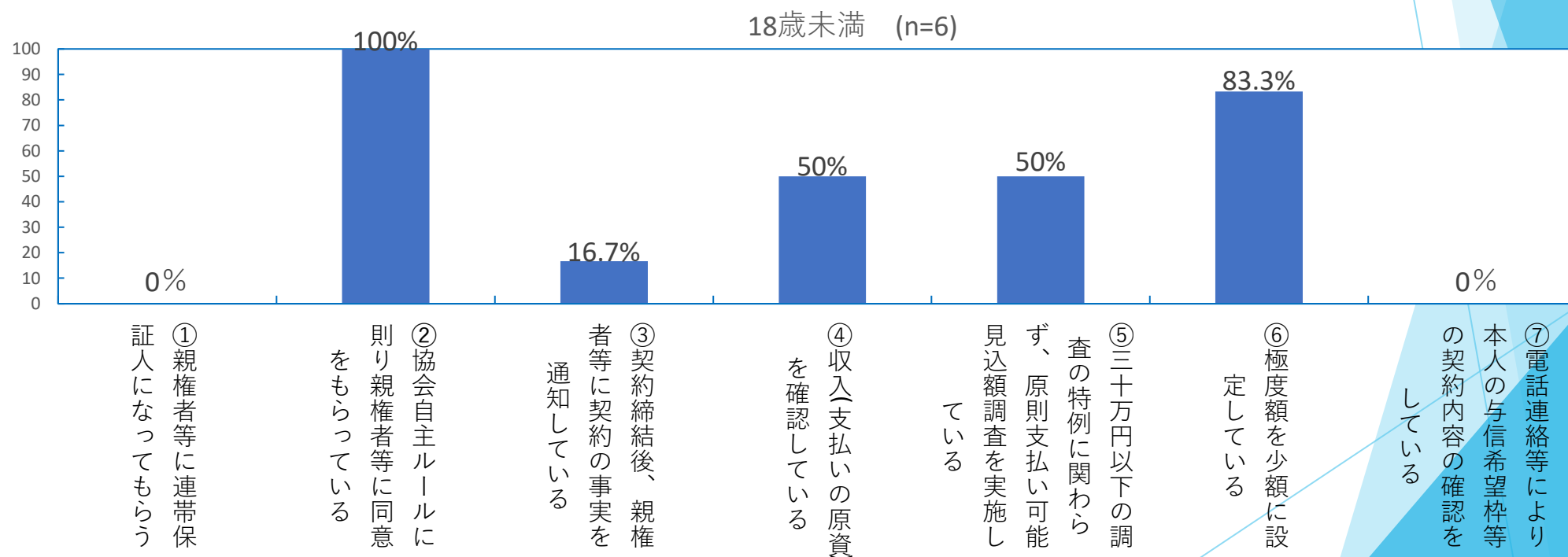


1.包括信用購入あっせん業者

(2)事業者による自主的な取組 ①18歳未満の者を契約の対象としている事業者

- ◆ 下記グラフはスライドP4にて18歳未満の顧客を契約の対象としていると回答した6者へ質問した内容への回答結果である。
- ◆ 質問①、⑦は0%となっているが、質問②は100%の事業者が同意を取得していると回答しており、質問⑥についても83.3%の事業者が極度額を少額に設定していると回答している。
- ◆ 18歳未満との契約をするにあたり質問①～③のいずれかに留意している先は6者(100%)であり、質問④～⑦のいずれかに留意している先は5者(83.3%)であった。

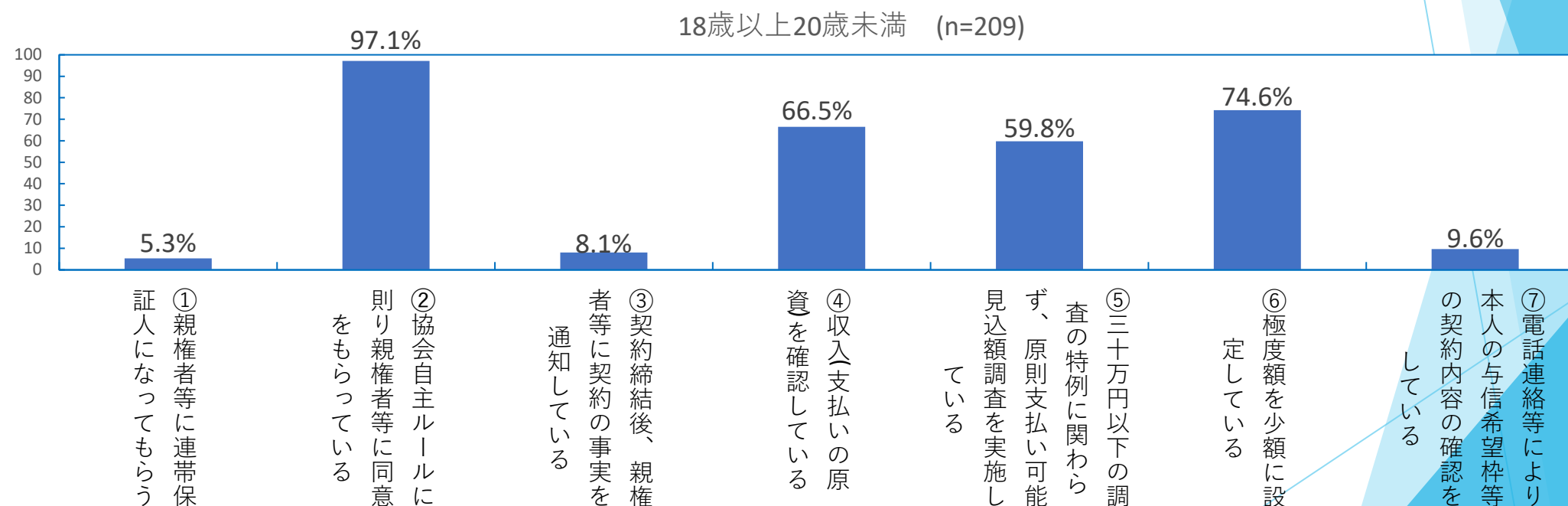
※「親権者等」とは、契約者(顧客)が未成年であるときは親権者を、成年者であるときは成人前に親権者であった者とする。以下同じ。



1.包括信用購入あっせん業者

(2)事業者による自主的な取組 ②18歳以上20歳未満の者を契約の対象としている事業者

- ◆ 下記グラフはスライドP4にて18歳以上20歳未満の顧客を契約の対象としていると回答した209者へ質問した内容への回答結果である。
- ◆ 質問②は97.1%の事業者が同意を取得していると回答しており、質問⑥についても74.6%の事業者が極度額を少額に設定していると回答している。
- ◆ 18歳以上20歳未満との契約をするにあたり質問①～③のいずれかに留意している先は209者(100%)であり、質問④～⑦のいずれかに留意している先は197者(94.3%)であった。





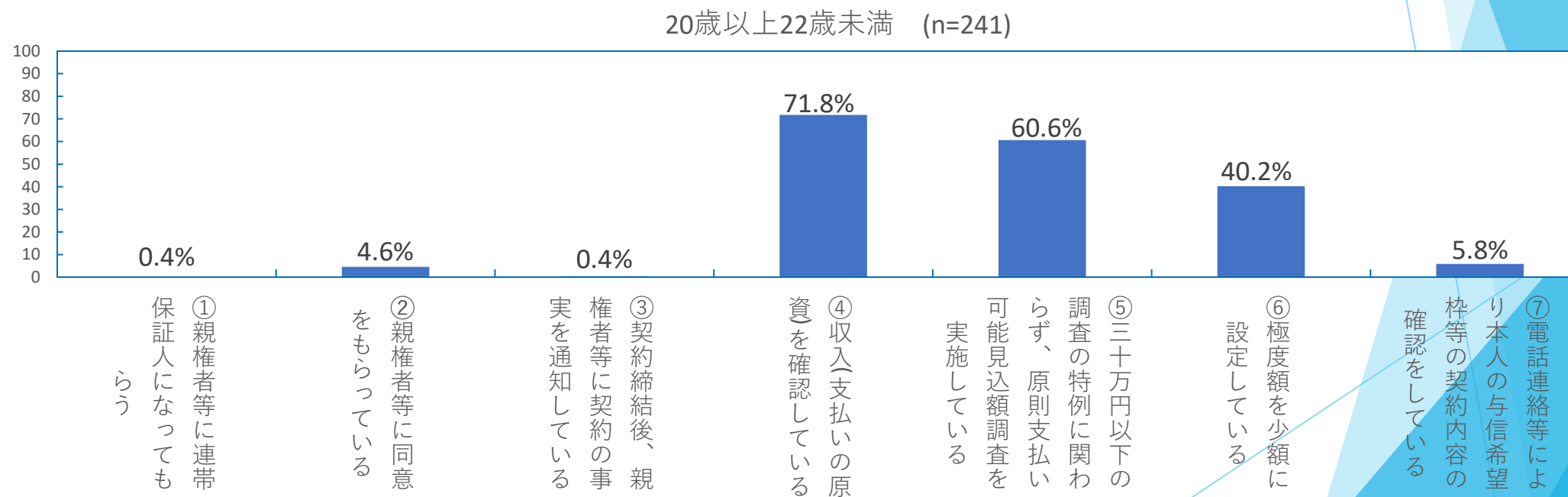
1. 包括信用購入あっせん業者

(2) 事業者による自主的な取組 ③ 20歳以上22歳以下の者を契約の対象としている事業者

- ◆ 下記グラフはスライドP4にて20歳以上22歳以下の顧客を契約の対象としていると回答した241者へ質問した内容への回答結果である。
- ◆ 質問④は71.8%の事業者が収入(支払いの原資)を確認していると回答しており、質問⑤については60.6%の事業者が30万円以下の調査の特例に関わらず、原則支払可能見込額調査を行っていると回答している。
- ◆ 20歳以上22歳以下との契約をするにあたり質問①～③のいずれかに留意している先は12者(5.0%)であり、質問④～⑦のいずれかに留意している先は222者(92.1%)であった。

※(30万円以下の調査の特例とは)

「極度額が30万円以下の新規カード及び更新カード等の交付等又は極度額の増額」に該当する場合は原則支払可能見込額の調査義務が免除となること。



1. 包括信用購入あっせん業者

(3) 若年層の顧客に対する具体的な取組事例① <18歳未満の者に関する取組例>

◆本アンケートでは未成年者から若年成人(22歳以下)の顧客に対する包括信用購入あっせん業者の取組事例は、以下(スライドP8～P10)のとおり。

事例

- ・ 家族カードを海外留学等に限定して発行している。
- ・ 極度額については、スコアリング調査も実施した上で設定している。



1. 包括信用購入あっせん業者

(3) 若年層の顧客に対する具体的な取組事例② <18歳以上20歳未満の者に対する取組例>

学生への対応

- ・ 学生の場合は極度額を低額に設定している。
- ・ 学生の場合は、原則10万円以下としているが、旅行等で一時的に10万円以上の極度額が必要な場合は対応している。
- ・ 高校生の申込は不可としている。
- ・ 学生の場合は一括枠10万円以下の付与のみ。（割賦枠は0）
- ・ 学生は、原則、家族会員としての入会とする。

その他

- ・ 未成年者は勤務実績、年収を確認できない限り、極度額を原則10万円以下としている。
- ・ カード発行後の極度額の引き上げはできない仕組みとしている。
- ・ 未成年者に関しては原則謝絶。
- ・ 申込人の自社の取引内容、属性に応じ、支払可能見込額調査を行い、当該限度額内にて極度額を設定している。



1. 包括信用購入あっせん業者

(3) 若年層の顧客に対する具体的な取組事例③ <20歳以上22歳以下の者に対する取組例>

学生への対応

- ・ 学生の場合は、極度額を低額としている。(30万円以下、20万円以下、10万円以下など複数社が回答)
- ・ 学生の場合は一括枠10万円の付与のみ。
- ・ 学生の場合、基本的に「家族カード」を推奨している。
- ・ 学生は、就職内定者のみ、新社会人キャンペーンとして対象としている。その際には内定を証する書面と学生証のコピーを取得している。
- ・ 無職または学生を入会の対象としていない。
- ・ 学生の場合は親族等の同意を取得している。

その他

- ・ グループ会社の従業員に限定している。
- ・ 20代前半の場合、特に慎重に審査している。就業者と学生で総枠に差を設けている。
- ・ 学生の収入申告はアルバイトと予想されるため0円として審査している。



1. 包括信用購入あっせん業者

(4) 改正民法の施行に向けた取組（取組むべきと考えている事項）の例

- ◆ 本アンケートでは未成年者から若年成人(22歳以下)の顧客を契約対象としている包括信用購入あっせん業者が考えている今後の取組としては、以下(スライドP11～P12)のとおり。

契約条件の緩和

- ・ 成年年齢引き下げに伴い、申込可能年齢の引き下げを検討している。
- ・ 18歳以上（ただし、高校生を除く）の申込みを許容するよう検討中。

契約条件の変更

- ・ 与信規定・審査マニュアルの見直し検討。
- ・ 18歳以上20歳未満の学生対応についての対応方法を検討中。
- ・ 極度額は学生と社会人で区別し、適正な極度額を設定する予定。
- ・ 20歳未満の取引に対する連帯保証人の徴求基準を検討する必要があると考えている。

その他

- ・ 18歳以上20歳未満から現在取得している親権者同意の取得について継続するか検討中。
- ・ 若年層に対するクレジット教育。
- ・ クレジットカードの正しい利用方法についてのパンフレットにより啓発する。
- ・ 若年層に対しては、収入(支払の原資)と借入(債務残高)の確認を行う。
- ・ 原則支払可能見込額調査を行う取組みを継続していく。
- ・ 与信行為については、18歳以上の成年であっても学生（高校生、大学生等）は対象外とする。
- ・ 本人への契約内容理解への周知徹底に取り組む。



2. 個別信用購入あっせん業者 (1) 年齢層ごとの契約実態

個別信用購入あっせん業者の契約実態

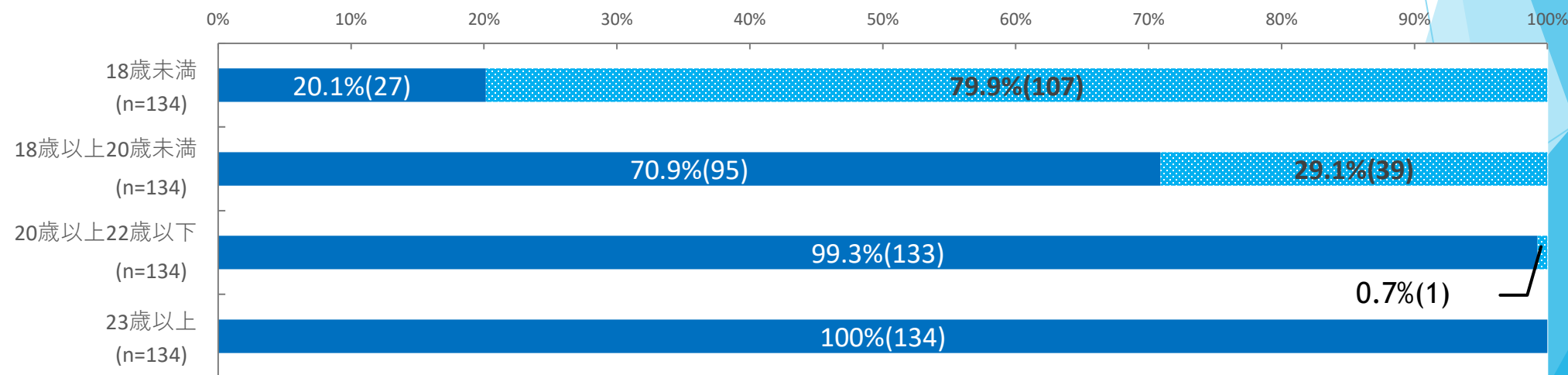
◆ 未成年者に対する契約実態は以下の通り。

- ・ 18歳未満の顧客を契約の対象としていると回答した事業者の割合 : 20.1%(27者)
- ・ 18歳以上20歳未満の顧客を契約の対象としていると回答した事業者の割合 : 70.9%(95者)

◆ 成年に対する契約実態は以下の通り。

- ・ 20歳以上22歳以下の顧客を契約の対象としていると回答した事業者の割合 : 99.3%(133者)
- ・ 23歳以上の顧客を契約の対象としていると回答した事業者の割合 : 100%(134者)

年齢層ごとの契約実態





2. 個別信用購入あっせん業者

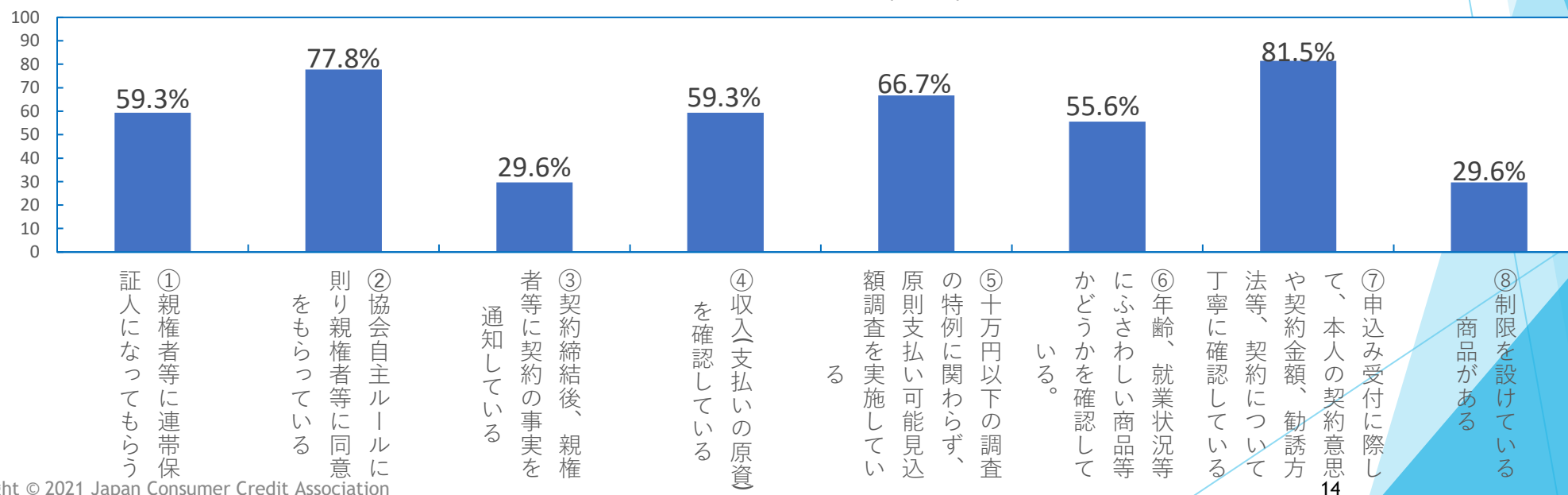
(2) 事業者による自主的な取組 ① 18歳未満の者を契約の対象としている事業者

- ◆ 下記グラフはスライドP13にて18歳未満の顧客を契約の対象としていると回答した27者へ質問した内容への回答結果である。
- ◆ 質問①は59.3%の事業者が親権者等を連帯保証人として取得していると回答、質問②は77.8%の事業者が親権者等の同意を得ていると回答している。また、質問⑦では81.5%の事業者が申込み受付に際して、本人の契約意思や契約金額、勧誘方法等、契約について丁寧に確認を行っているという回答している。
- ◆ 18歳未満との契約をするにあたり質問①～③のいずれかに留意している先は27者(100%)であり、質問④～⑦のいずれかに留意している先は26者(96.3%)であった。

※(10万円以下の調査の特例とは)

「購入する商品の支払総額が10万円以下であること」の条件を満たす場合、支払可能見込額調査の調査義務が除外されること。

18歳未満 (n=27)

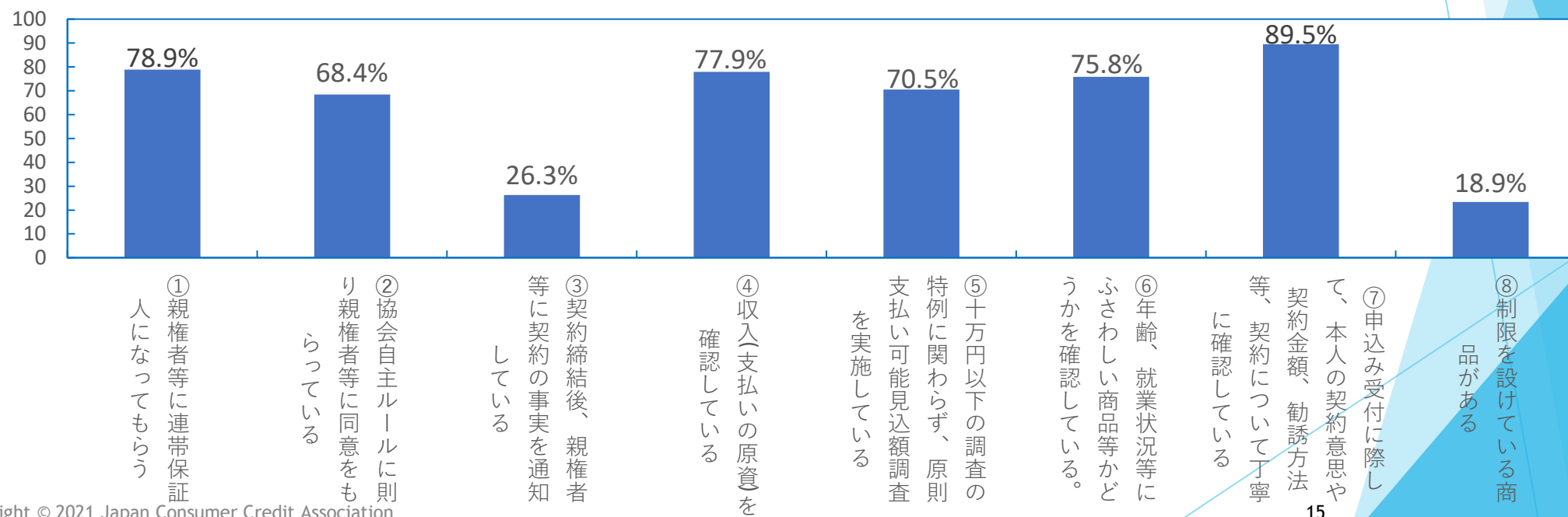


2.個別信用購入あっせん業者

(2)事業者による自主的な取組 ②18歳以上20歳未満の者を契約の対象としている事業者

- ◆ 下記グラフはスライドP13にて18歳以上20歳未満の顧客を契約の対象としていると回答した95者へ質問した内容への回答結果である。
- ◆ 質問①は78.9%の事業者が親権者等を連帯保証人として取得していると回答、質問②は68.4%の事業者が親権者等の同意を得ていると回答している。また、質問⑦では89.5%の事業者が申込み受付に際して、本人の契約意思や契約金額、勧誘方法等、契約について丁寧に確認を行っているという回答している。
- ◆ 18歳以上20歳未満との契約をするにあたり質問①～③のいずれかに留意している先は94者(99.0%)であり、質問④～⑦のいずれかに留意している先は90者(94.7%)であった。

18歳以上20歳未満 (n=95)

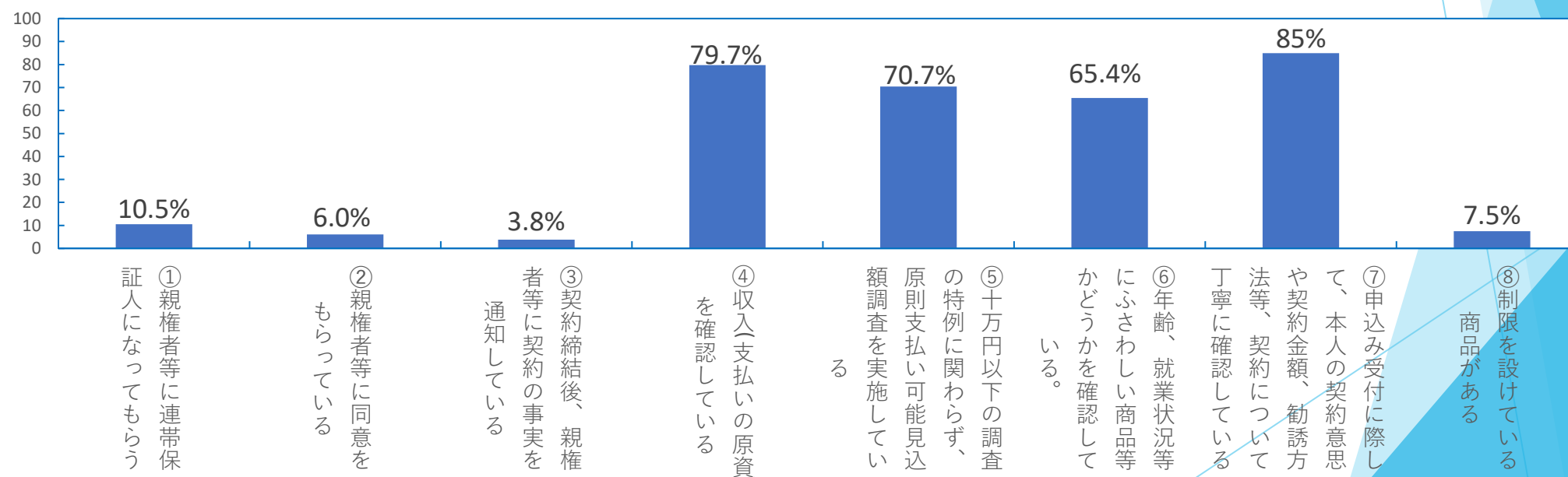


2. 個別信用購入あっせん業者

(2) 事業者による自主的な取組 ③ 20歳以上22歳以下の者を契約の対象としている事業者

- ◆ 下記グラフはスライドP13にて20歳以上22歳以下の顧客を契約の対象としていると回答した133者へ質問した内容への回答結果である。
- ◆ 質問④は79.7%の事業者が収入(支払いの原資)を確認していると回答しており、質問⑤については70.7%の事業者が10万円以下の調査の特例に関わらず、原則支払可能見込額調査を行っているという回答している。
- ◆ 20歳以上22歳以下との契約をするにあたり質問①～③のいずれかに留意している先は15者(11.3%)であり、質問④～⑦のいずれかに留意している先は128者(96.2%)であった。

20歳以上22歳以下 (n=133)





2. 個別信用購入あっせん業者

(3) 若年層の顧客に対する具体的な取組事例① <18歳未満の者に関する取組例>

◆本アンケートでは未成年者から若年成人(22歳以下)の顧客に対する個別信用購入あっせん業者の取組事例としては、以下(スライドP17～P19)のとおり。

事例

- ・ 18歳未満の契約は、高校3年生であって卒業見込みの者に限定している。
- ・ 18歳未満の個別クレジット取引は年齢が16歳以上で職業を有しており、親権者の連帯保証人を条件としている。
- ・ 18歳未満の契約は高校3年生に限定し、かつ生計維持者(親権者等)の支払可能見込額調査を実施している。
- ・ 権限のある代理人(親権者、特別代理人等)による署名・押印を必要としている。



2.個別信用購入あっせん業者

(3)若年層の顧客に対する具体的な取組事例② <18歳以上20歳未満の者に関する取組例>

学生への対応

- ・親権者の連帯保証または「親権者同意書」を取得し、申込時に親権者へ電話確認による同意を得た後、契約を締結する。
- ・権限のある代理人（親権者、特別代理人等）による署名・押印を取得している。

その他

- ・保証人が必要な場合は、原則親権者を保証人になってもらう。親権者保証人不可の場合は、近い親族から保証人になってもらう。
- ・年齢制限ではなく、学生か社会人かでの商品制限、利用金額の制限を設けている。



2. 個別信用購入あっせん業者

(3) 若年層の顧客に対する具体的な取組事例③ <20歳以上22歳以下の者に関する取組例>

学生への対応

- ・ 学生の場合は契約金額の制限を設けている。
- ・ 20歳以上の学生に対して、アルバイト等で定期的な収入を有している場合であっても、原則、親族等に連帯保証人になってもらっている。
- ・ 学生の場合、申込金額により親族等の連帯保証もしくは同意を取得している。
- ・ 学生や収入のない方は申し込みを受けていない。

その他

- ・ 返済原資のみでなく、購入商品の妥当性、必要性等も審査して与信判断している。
- ・ 原則、収入のある申込者でなければ契約しない。
- ・ 学生、社会人の別で、購入可能商品、利用金額の制限を設けている。
- ・ 顧客の属性・支払に関して審査を行い、連帯保証人（親族）等条件付き対応を行っている。

2. 個別信用購入あっせん業者

(4) 改正民法の施行に向けた取組(取組むべきと考えている事項)の例

- ◆ 本アンケートでは未成年者から若年成人(22歳以下)の顧客を契約対象としている個別信用購入あっせん業者が考えている今後の取組としては、以下のとおり。

契約条件の変更

- ・ 申込可能年齢の引き下げを検討している。
- ・ 社内審査基準として、18歳以上～20歳未満については原則保証人条件を提示するか検討予定。
- ・ 20歳未満の取引に対する連帯保証人の徴求基準を検討する必要があると考えている。

親権者関連

- ・ 成年年齢引き下げ後に、現在親権者同意を取得している範囲を今後も継続するかどうか検討が必要である。
- ・ 成年年齢が引き下げされても、高校生との契約は禁止する方向で検討している。20歳未満についても、アルバイトの学生等については、親族の連帯保証を付ける方向で検討している。
- ・ 18歳以上20歳未満との契約に関して、親権者の連帯保証人・同意取得運用の廃止。

その他

- ・ 若年層に対するクレジット教育。
- ・ 本人への契約内容理解への周知徹底に取り組む。

3. 一般社団法人日本クレジット協会の取組

【日本クレジット協会のクレジット知識の向上のための取組み 2020年3月末現在】

○若年成人のクレジットの知識の向上等に資する取組みを継続的に実施していく。

(1) クレジット教育に係る教材等の提供

- クレジット教育用の教材として、冊子を作成。全国の中学校及び高等学校に案内し、希望のあった全国約890校に無償配布。協会のホームページからもダウンロードできるようにしている。

(2) 教員向け勉強会の実施

- 2019年7月～8月に、学校の夏休み期間を利用して、中学校及び高等学校の教員を対象とした「クレジットに関する勉強会」を13地区14会場（札幌、福島、東京（2回）千葉、横浜、福井、静岡、名古屋、大阪、神戸、広島、高松、福岡）で開催。全会場合わせて参加教員は約180名。

(3) 教育関係機関への講師派遣

- 学校等の教育関係機関52（大学6校、高等学校23校、中学校9校、教員研修会14、）に講師を派遣。なお、立正大学法学部では、大学の正規科目として15回の連続講義を実施。

(4) クレジットの正しい理解促進とイメージアップのための広報・啓発

- 消費者向け啓発物の配布、若年層向け冊子の作成、配布などの施策を実施。
- 市民講座、相談員研修等への講師派遣を実施。
- 新聞・雑誌等の媒体を使用した広報活動を実施。